

〇〇〇〇〇クラブ（運営団体名）規約（見本）

（名称）

第1条 本クラブは、〇〇〇〇〇クラブ（運営団体名）と称する。

（目的）

第2条 本クラブは、△△△△（地域クラブ活動の名称）を実施することにより、子どもたちの活動意欲を満たすとともに、社会性の向上や個性の伸長を図り、自ら進んで生涯を通じてスポーツ（文化芸術）活動に親しむ態度を育むことを目的とする。

（構成員）

第3条 本クラブは、主に三原市内に居住する中学生（以下「クラブ員」という。）及び指導や運営にあたる18歳以上の者（以下「指導者等」という。）で構成する。ただし、本クラブには、クラブ員として、三原市外に居住する中学生や、三原市内外に居住する中学生以外が加入することを妨げない。

2 本クラブへの入会及び退会は、本人又はその保護者からの申込みにより行う。

（会費）

第4条 クラブ員の参加費等は、月額〇〇〇〇円とし、月初めの活動日に徴収する。

2 大会への遠征費や備品の購入等について必要な時は、別途徴収する。

（役員）

第5条 本クラブには、次の役員を置く。

（1）代表 1名 （2）副代表 若干名 （3）会計 1名 （4）監査 若干名

（役員の選任）

第6条 役員は、クラブ員の保護者又は指導者等から選任し、総会において決定する。

（役員の職務）

第7条 代表は、本クラブの会務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代行する。

3 会計は、本クラブの会計事務を行う。

4 監査は、本クラブの活動全般及び会計を監査する。

（役員の任期）

第8条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

（会議の種類）

第9条 本クラブに次の会議を置く。

（1）総会 （2）役員会

（総会の招集及び議事）

第10条 総会は代表が招集し、クラブ員の保護者及び指導者等の2分の1以上の参加で成立する。

2 総会の議決は、参加者の過半数を持って成立する。

(総会の決議事項)

第11条 本クラブの総会では、次の内容について承認・決定する。

- (1) 規約の改正
- (2) 役員の選任・解任
- (3) 活動報告及び会計報告
- (4) 活動計画及び収支予算案
- (5) その他審議事項

(役員会)

第12条 役員会は、必要に応じて代表が招集する。

(運営費用)

第13条 本クラブの運営費用は、参加費、補助金及びその他の収入をもってあてる。

2 本クラブの財産は本クラブに属し、構成員個人に帰属しない。

3 本クラブの会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事故等の責任)

第14条 クラブ員及び保護者は、本クラブの活動に際して、指導者等の指示に従い自己の責任において行動するものとする。

2 指導者等の指導の下で事故等が発生した場合は、クラブ員及び保護者の協力を得て、解決に向けてクラブとして速やかに対応する。

3 指導外、または指導に反した行為等による事故等については、本クラブは一切の責任を負わない。

(保険への加入)

第15条 本クラブは、クラブ員及び指導者等を公益財団法人スポーツ安全保険協会の「スポーツ安全保険」等に参加させることとする。

(構成員間のトラブル等)

第16条 クラブ員同士、保護者同士のトラブル等については、前向きかつ生産的な解消をめざして、当事者同士で穏当に話し合いを進める。トラブルが、本クラブの活動に直接起因していない場合、本クラブは一切の責任を負わない。

2 クラブ員あるいはその保護者と指導者等との間の問題については、代表や役員を窓口として健全に解決する。

(細則)

第17条 本規約に定めのない事項や運営上必要な細則については役員会で検討し、総会で承認を得る。

附 則

(施行期日)

1 本規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

〇〇〇〇〇クラブ（運営団体名）役員名簿（見本）

任期：令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日

役職名	氏名	住所
代表		
副代表		
副代表		
会計		
監査		
監査		